

島根海区漁業調整委員会事務局だより

第 15 期第 4 回島根海区漁業調整委員会が、平成 29 年 5 月 23 日（火）に松江市のエクセルホテル東急で開催され、以下の議題について諮問等が行われました。

【議題】

- (1) 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について
(諮問)
- (2) その他
 - 1) ライフジャケットの着用義務範囲の拡大について（報告）
 - 2) 平成 30 年度の全国海区漁業調整委員会連合会の要望事項について
(協議)

委員会での検討結果は以下のとおりです。

- (1) 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について
(諮問)

「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に基づき、本県ではマイワシ、マサバ及びゴマサバ、マアジ、スルメイカ、ズワイガニについて、毎年、国からの漁獲可能量の配分を受け、県計画を定めています。

平成 28 年漁期（平成 28 年 7 月 1 日～平成 29 年 6 月 30 日）のマサバ及びゴマサバについて、島根県において活発な漁場形成が見られたため、国から島根県への 3,000 トンの追加配分が示されました。この決定通知に伴う県の管理計画の変更について、知事からの諮問があり、審議した結果、原案どおりで異議の無い旨の答申をすることになりました。

なお、本諮問は隠岐海区漁業調整委員会にも諮られ、異議の無い旨の答申を得ており、平成 29 年 5 月 26 日に県計画が公表されました。

県の管理計画の変更の概要

	平成 28 年 7 月～平成 29 年 6 月の知事管理量
マサバ及びゴマサバ	29,000 トン（当初 26,000 トン）

(2) その他

1) ライフジャケットの着用義務範囲の拡大について（報告）

平成 29 年 2 月 1 日に「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則」が一部改正され、小型漁船においては、これまで単身で操業している漁業者のみライフジャケットの着用が義務付けられていましたが、平成 30 年 2 月 1 日以降は暴露甲板上のすべての漁業者に着用が義務付けられることとなりました。

平成 20 年に単身で操業している漁業者に着用が義務付けられて以来の大きな制度改正であり、義務付けが行われる具体的な範囲や罰則等について県の担当者から説明がありました。

2) 平成 30 年度の全国海区漁業調整委員会連合会の要望事項について

(協議)

- ・全国海区漁業調整委員会連合会が毎年度 7 月頃に実施している国等への要望の平成 30 年度分について、島根海区及び隠岐海区を合わせた島根県連合海区からの要望事項について協議を行いました。
- ・協議の結果、竹島の領土権の確立と暫定水域の撤廃など、竹島と日韓漁業に関する要望を引き続き要望するとともに、北朝鮮による弾道ミサイル発射等に対する漁業者の安全確保について新規要望として追加することとなりました。

お問い合わせ：島根海区漁業調整委員会事務局 TEL 0852-22-5950